

発表日 令和5年8月22日

商工部商工政策課

内線 3612

直通 092-643-3412

担当 右田、森田

## 被災商工業者の復旧・復興を目指し、緊急支援を実施

～令和5年梅雨前線豪雨で被災された商工業者の事業再建を支援します～

- 令和5年梅雨前線豪雨による県内の商工被害額は、現時点で30億円程度となっています。県では、被害状況を踏まえ、被災した商工業者が事業継続の意欲を失わないよう、緊急支援を実施します。
- 緊急支援では、復旧費用に対する県独自の補助制度を創設し、被災された商工業者の事業再建を強力的に支援します。加えて、被災された小規模事業者の販路開拓の取組に要する費用に対し、国の補助金に上乗せして補助を行います。
- これらに要する予算は、6億円程度を見込んでおり、9月補正で対応する予定です。被災された商工業者の一日も早い事業再建のため、速やかに準備を進め、申請受付は9月中に開始する予定です（詳細は、後日ホームページで発表）。
- 引き続き、被災地の復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいります。

### 【令和5年梅雨前線豪雨に係る被災商工業者への緊急支援】

- 1 【新規】中小企業事業再建支援補助金（予算規模 約5億7000万円程度）  
被災した中小企業・小規模事業者の事業再建に必要な施設・設備の復旧費用について、県独自の補助制度を新たに創設し、強力的に支援
  - ・ 補助対象者：被災した中小企業・小規模事業者
  - ・ 対象経費：工場・店舗等の施設、生産機械等の設備復旧費用
  - ・ 補助上限額：1億円
  - ・ 補助率：中小企業1/2、小規模事業者2/3
- 2 被災小規模事業者販路開拓応援補助金（予算規模 約3000万円程度）  
被災した小規模事業者が取り組む新サービスの提供、商品開発等による販路開拓を支援
  - ・ 補助対象者：国の持続化補助金（通常枠）に採択された被災小規模事業者（県が上乗せ補助を行い事業者の負担軽減）
  - ・ 対象経費：商工会議所・商工会の助言を受けて経営計画を策定し、その計画に沿って行う販路開拓の取組に必要な経費
  - ・ 補助上限額：56.25万円（国50万円、県6.25万円）  
※インボイス特例適用時は補助上限112.5万円
  - ・ 補助率：3/4（国2/3、県1/12）

※これまで発表している被災商工業者の事業継続支援策

(1) 相談窓口設置 (R5. 7. 10～ )

県 (商工部中小企業振興課、各中小企業振興事務所)

関係機関 (福岡県信用保証協会、福岡県中小企業振興センター、  
各商工会議所・商工会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業  
団体中央会)

(2) 金融支援 (県制度融資緊急経済対策資金の拡充)

① セーフティネット保証の適用 (R5. 7. 8～10. 27)

災害救助法適用の10市町村 (久留米市、八女市、筑後市、うきは市、  
朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町) が「セーフティネ  
ット保証4号」の指定地域とされ、認定事業者を対象に低利融資を実施  
(金利: 1. 3%、保証料率: 0. 8%、限度額: 1億円)

② 緊急経済対策資金「知事の指定する風水害」への指定 (R5. 7. 14～R6. 3. 31)

令和5年梅雨前線豪雨を「知事の指定する風水害」に指定し、低利融資  
を実施  
(金利: 1. 3%、保証料率: 0. 25～1. 62%、限度額: 1億円)

③ 緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」の創設 (R5. 7. 28～R6. 3. 31)

融資条件をさらに有利にし、施設・設備の復旧を強力に後押し  
(金利0. 9%、保証料率: 0%、限度額: 3千万円)

※令和5年梅雨前線豪雨による商工関係の被害状況

市町村ごとの被害額 (主なもの)

- ・久留米市 約13. 7億円
- ・うきは市 約 6. 8億円
- ・朝倉市 約 4. 9億円
- ・東峰村 約 2. 4億円
- ・広川町 約 1. 7億円 など